

## 講演奨励賞規程

第1条 本規程は、日本表面科学会が、若手会員（第4条4で規定）に対して行う表彰に関して定めたものである。

第2条 本表彰は、本会の講演大会において、表面科学の発展に貢献しうる優秀な一般講演論文を発表した若手会員に対して「講演奨励賞(若手研究者部門および学生部門)」を授与し、その功績を称え研究意欲を高めることを目的とする。

第3条 本表彰は受賞対象者の資格に応じて「講演奨励賞(若手研究者部門)」および「講演奨励賞(学生部門)」を設ける。

第4条 表彰対象は、本会の講演大会で、表面科学の発展に貢献しうる優秀な一般講演論文（ポスターセッション論文を含む）を発表した本会会員であり、かつ本講演奨励賞をまだ受けていないものであって、表彰対象部門に応じて以下の4項目を満たすものとする。

（両部門共通）

1. 講演論文の筆頭者であること
2. 登録された登壇者であり、かつ実際に登壇した者
3. 講演申込み時に、講演奨励賞に応募（ただし各回1人1件に限る）した者

（若手研究者部門）

4. 発表年月日以降の4月1日時点で満32才以下の正会員

（学生部門）

4. 発表年月日において学生として在籍する学生会員、発表年の3月31日まで学生として在籍した正会員、または、講演大会委員会において資格ありと認められたもの

第5条 論文発表者で、会員外（共催学協会会員および非会員）の者は表彰対象としない。

第6条 受賞者は、本会定例総会、または講演大会にて表彰する。

第7条 受賞者には表彰式において賞状を授与し、記念品を贈呈する。

第8条 受賞者の選定は下記による。

1. 講演大会委員会および表彰委員会（論文賞等選定）は候補者より受賞対象者を選定し、理事会が受賞者を決定する。
2. 受賞対象者の選定を行うにあたり、両委員会は、必要があれば選定基準内規を作成し、理事会の議を経て、これを規定する。

第9条 この規程を変更するには、理事会の議決によらなければならない。

付則 1. 本規程は、平成16年(2004年)4月13日の理事会にて決定。

2. 本規程は、平成16年(2004年)6月1日より施行する。